

INFORMATION：お知らせ

【訂正】

本誌2018年4月号「特集」に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

21頁左段(5)危険負担の第2段落(「新法567条は、」で始まる段落)を以下のとおり訂正いたします。

(正) 新法567条は、新法536条1項が当事者双方の責めに帰することができない事由により履行不能となったときには債権者は反対給付債務の履行を拒絶できると定めたことを踏まえ、売買の目的物引渡後(1項)、あるいは受領遅滞の状態(2項)、当事者双方の責めに帰することができない事由により目的物が滅失、損傷したときには、買主に危険が移転することになり、買主は代金債務の履行を拒絶できないと規定する。